

FOR TOMORROW

しぶや法人



〈桜：写真提供：町田和子氏〉

—平成26年度税制改正大綱決まる！—

2014.4・5
No. **528**
平成26年

平成26年度税制改正大綱	4
税務コーナー	6
経営者個人保証制度とその改善動向	8
事業ア・ラ・カルト	10
都税コーナー	14

法人会掲示板 4・5月

4月・5月(6月)実施する主な事業

- 4月4日 渋谷駅前美化活動
- 4月15日 源泉研究部会研修会・総会
- 4月22日 ビジネスマナー基礎講座
- 4月23日 女性部会総会
- 4月24日 青年部会総会
- 4月28日 渋谷駅前クリーンキャンペーン
- 5月9日 財務委員会(決算報告)
- 5月13日 第3・4・6ブロック合同研修会
- 5月16日 一日で分かる経理実務セミナー
- 6月3日 理事会
- 6月16日 第2回通常総会

初級簿記日程(全13回)

〈案内チラシ同封〉

(商工会議所簿記検定3級程度)

4月21日(月)・24日(木)・28日(月)

5月1日(月)・8日(木)・12日(月)・15日(木)

19日(月)・22日(木)・26日(月)・29日(木)

6月2日(月)・5日(木)

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

〈5月定期健康診断実施予定〉

19日(月)・20日(火)・22日(木)・23日(金)

26日(月)・27日(火)です。

※詳細は別途ご案内いたします。

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成26年4月16日(水)午後1時～4時

日時 平成26年5月21日(水)午後1時～4時

日時 平成26年6月18日(水)午後1時～4時

場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 4月10日(木) 午後1時30分～4時

場所 渋谷税務署 7F 会議室

日時 5月12日(月) 午後1時30分～4時

場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

第2回 公益社団法人 渋谷法人会 通常総会のご案内

日 時 平成26年6月16日(月)

午後4時30分開会(午後3時30分受付)

会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F

(渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359)

議事

1. 平成25年度事業報告承認の件

2. 平成25年度収支決算書承認の件

報告事項

1. 平成26年度事業計画書

2. 平成26年度収支予算書

懇親会 午後5時45分開会(会費:10,000円/1名)

※会員の皆様には別途ご案内いたします。

※欠席される方は、是非“委任状”の提出をお願いします。

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会

尚永ビルサービス 株式会社

代表取締役 沼田 知之

本社 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-13-22

電話 03(3404)6715(代) FAX 03(3423)9365

〈事業登録〉

建築許可 東京都52456号

〃 東京都52456号

建築物環境衛生総合管理業東京都18総第183号

貯水槽等清掃業東京都58貯第4631号

建築物ねずみコン虫等防除業東京都57ね第571号

警備業認定:第367号

特殊建築物調査業

建築設備検査業

防火対象物定期点検

防災管理点

第2回通常総会に向けて各委員会を開催

平成26年度の事業計画(案)、予算(案)を各委員会で審議した。2月13日(木)財務委員会、2月24日(月)総務委員会、3月6日(木)厚生委員会、同じく6日(木)広報委員会、7日(金)事業研修委員会、11日(火)税制委員会、12日(水)組織委員会、14日(金)社会貢献委員会を開催し、総会提出議案を審議し、理事会に諮ることとした。



杉野統括官挨拶



総務委員会



会長挨拶



財務委員会

平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成26年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格
 - ① 平成26年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込書交付期間
 - ① インターネットによる申込書のダウンロード
平成26年5月12日(月)～7月2日(水)
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - ② 郵送・持参申込用
平成26年5月12日(月)～6月26日(木)(土・日曜日は除く。)
- * できるだけ、インターネットで申込みをしてください。**
- ◇ 申込書受付期間
 - ① インターネット：平成26年6月23日(月)～7月2日(水)
 - ② 郵送又は持参：平成26年6月23日(月)～6月26日(木)
- ◇ 試験日
 - ① 第1次試験 平成26年9月7日(日)
 - ② 第2次試験 10月16日(木)～10月24日(金)のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に渋谷税務署・総務課(TEL 03-3463-9181 内線4002)までお尋ねください。

平成26年度 税制改正大綱 中小企業投資促進税制や 交際費課税の拡充など 法人会の改正要望が実現！

政府は、平成25年12月24日に平成26年度税制改正大綱について、閣議決定しました。デフレ脱却・経済再生に向け、中小企業投資促進税制や交際費課税の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制措置などが盛り込まれました。また、復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されることがうたわれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業投資促進税制の拡充

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または税額控除が認められます。

■生産性向上設備投資促進税制の創設

生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合は、特別償却又は税額控除が認められます。平成28年3月末までに取得したものであれば即時償却が認められます。

■交際費課税制度の拡充

大法人は、交際費の額のうち飲食費用の50%について損金として認められることになります。なお、中小法人については、従来通り800万円までを全額損金算入する方法と、飲食費用の50%を損金算入する方法との選択適用が可能となります。平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用になります。

■復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税が1年間前倒しで終了することになります。

■所得拡大税制の延長及び要件の緩和

平成25年度の税制改正で創設された所得

拡大税制の適用年度が2年延長され、従来5%以上とされていた給与支給増加割合が、平成27年3月末までに開始する事業年度(平成25年度・平成26年度)については2%以上まで引き下げられ、非常に使いやすくなります(27年度は3%以上)。現在進行中の年度から、改正の影響を受けるので注意が必要です。

■民間企業によるベンチャー投資促進税制の創設

特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたファンドへ投資を行った場合に、その投資額の80%までを準備金として積み立てることで、損金算入が認められます。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

■国家戦略特別区域における税制優遇措置の創設

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

所得税関係

■給与所得控除の見直し

平成25年分から給与収入が1500万円を

超えた場合は、給与所得控除の金額は245万円が上限となりました。それが、平成28年分は給与収入1200万円を超える場合、給与所得控除は230万円に、平成29年以後は給与収入1000万円を超える場合、給与所得控除は220万円に上限が引き下げられます。

■NISAの利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められるとともに、NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開設が認められます。

■ゴルフ会員権・リゾート会員権等の譲渡損失の損益通産廃止

平成26年4月以降は、ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却した場合の損失を他の所得と通算することが認められなくなります。

相続税関係

■医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

認定医療法人の出資持分を相続又は遺贈により取得した場合、一定の場合に相続税額のうちその認定医療法人の持分に対応する相続税額について、納税猶予が認められます。また、計画通りに持分のない医療法人に移行した際には、その猶予額が免除されます。

認定医療法人について、他の相続人の持分放棄により課税される経済的利益に対する贈与税について、納税猶予を認め、計画通りに持分のない医療法人へ移行が完了すれば、その猶予額が免除されます。なお、認定を受けられる期間は、認定制度の施行の日から3年以内とされています。

消費税関係

■簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度におけるのみなし仕入率が、従来の5種類から6種類に変更になります。のみなし仕入率は、第1種は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種が50%と従来通りで、新しくできた第6種は40%となります。この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

なお、不動産業は、従来は第5種に分類されていましたが、改正後は第6種事業に分類されることになります。また、金融保険業は、従来は第4種に分類されていましたが、改正後は第5種に分類されることになります。

その他

■車体課税の見直し

- ・自動車重量税
平成26年4月からエコカー減税が拡充され、経年車に対する課税が強化されます。
- ・自動車取得税
平成26年4月から自動車取得税の税率が引き下げられます。
- ・自動車税
環境負荷の大小による自動車税の特例措置(いわゆる自動車税のグリーン化)が拡充のうえ2年延長されます。
- ・軽自動車税
平成27年4月以後に新規取得される新車について、軽自動車税が引上げられます。
平成28年4月から経年車重課制度が導入されます。

■国際課税原則の見直し

非居住者・外国法人に対する課税原則が、総合主義から帰属主義へ変更になります。

■地方法人課税の見直し

法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに「地方法人税(仮称)」(国税)が創設されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小され法人事業税に還元されます。「地方法人税」はその全額が地方交付税の原資に繰り入れられ、地域間の税収偏在の是正に充てられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

平成26年4月1日の適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。
○次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率(5%)が適用されます。
(注) 8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容	
① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限ります。)における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。)に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの ※平成25年10月30日政令第304号により、雑誌は、経過措置の対象から除かれました。	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売	
⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約(入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り、)に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	

※上記9項目以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。
国税庁ホームページ内の「消費税率に関する経過措置の取扱いQ&A」をご参照ください。
www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf

都税事務所だより

4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格などが ご覧になれます(23区内)

- ◆縦覧期間 平成26年4月1日(火)から6月30日(月)まで(土日・休日を除く)
- ◆縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- ◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞ 平成26年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞ 所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注) 納税通知書は6月2日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 固定資産税課 電話 03-3463-4311(代表)

23区内の都税事務所の所管区域に ご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税の課税事務は9つの都税事務所、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

＜所管都税事務所一覧＞

		千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管 都税事務所	個人事業税 法人事業税 法人住民税 地方法人特別税	千代田		荒川			中央			台東			港	品川		新宿			渋谷			豊島		
	事業所税	千代田		千代田			中央			中央			港	品川		新宿			新宿			豊島		

- 個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
- 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。
- 納税(課税)証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後おおむね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本(領収印のあるもの)と申告書の控え(受付印のあるもの)の両方をお持ちください。

* 固定資産税(償却資産)の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

早期に会社清算と再起に取り組めるための

経営者個人保証制度と その改善動向

未来事業(株)経営コンサルタント 松本 長久

平成25年12月1日付の日経新聞によると、「政府は業績が悪化した中小企業の経営者が転業したり再び起業したりしやすくするために、早期に会社清算や債券に取り組める仕組みを作る」とあります。

本稿は、この「経営者個人保証制度」と、その改善の動向について検証していきたいと思います。

個人保証制度見直しの気運

この保障制度は、中小企業のオーナー経営者が、会社の借入に対して、連帯保証をしているものです。

これは、会社の担保不足を補うと共に、放漫経営を防ぐ（経営者のモラルハザードを防ぐ）狙いから設定をされました。

それ以降、金融機関は中小企業への融資を行う場合には、一つには物的担保、そしてこの経営者個人保証を、あたかも当たり前のように融資条件として実施してきました。

しかしながら、最近では欧米諸国との条件の比較から、これを再度見直す必要があるのではという意見が多く出されています。

現政権は、中小企業の起業率並びに廃業率を5年以内に、欧米なみの10%台に持っていくことを打ち出しております。

つきましては、まず中小企業庁事業環境部金融課による最新の「個人保証制度に関する中小企業の実態調査」という報告書を基に、各項目について検証したいと思います。

1. 個人保証の提供状況について

金融機関から借入がある会社の86.7%が個人保証していると回答しています。

これは、いままでの慣例として中小企業への貸し出しについては、金融機関が待ったなしで、オーナーから個人保証を取ってきたことを表しています。

このときに、金融機関から適切な説明があったとする企業は全体の32.3%と少なく、いかに金融機関側の事情から、当たり前のように履行されてきたかということが伺えます。

2. 個人保証以外の物的担保の提供について

個人保証をしている経営者のうち、約4割の方が、経営者個人の自宅の土地・建物を担保に提供しています。

個人保証だけではなく、実際に経営者が所有している資産に対して、正式な担保設定を行っているという大変厳しい内容となっています。

これらは、中小企業がいままでにおいて、いかに資金調達に苦慮してきたかを表しています（このような条件を吞んでも資金調達を行わなければならない）。

3. 個人保証の提供先について

個人保証の提供先としては、「メインバンク」が88.8%と大半を占めております。

現状では、メインバンクだからといって積極的に支援をしてくれる状況ではありません。

むしろ、メインに「がんじがらめ」になっていて、かえって資金調達に支障をきたすケースも見受けられます。

4. メインバンクによる

経営者の個人資産の把握状況

メインバンクが経営者の個人資産を正確に把握している、あるいはほぼ正確に把握しているは全体の80%です。

経営者は、毎年「確定申告の書類」や「納税証明書」「不動産等の証明書」などを提出している、あるいはさせられているとなっています。

いかに金融機関から「がんじがらめ」になっているかが分かります。

電子納税、電子申告を活用しよう

5. 個人保証の金額について

個人保証の金額については個人資産と比べて多いが49.7%となっており、これらは企業が破綻した場合に、個人も破綻を余儀なくされることを表しています。

6. 個人保証を求められた理由について

個人保証を求められた際の金融機関の説明については、「債権保全のため」が50.3%と多く、「特に説明は受けていない」という回答も36%に及んでいます。

ことの重大さを考えると、これらのことは大変問題があるところです。

7. 個人保証提供後の弊害について

「精神的負担が大きい」(55.1%)、「経営陣の世代交代が難しい」(33.5%)、「他行からの新規の融資が受けにくい」(21.5%)。

「事業の承継」ということを考えた場合、この個人保証の問題がネックになり、後継者が尻込みして、結果的に、企業が廃業を余儀なくされるというケースも見受けられます。

ある金融の専門家に言わせると、「そもそもその融資を受ける企業の返済能力に問題があり、個人保証を取らなければならないのであれば、そのような企業に資金を貸してはならない」といった極端な意見もあります。

再生支援協議会の活用

次に、中小企業再生支援協議会における事業再生について検証していきたいと思います。

経営者の個人保証の問題を考えると、事業の再生は切っても切り離せないからです。

なお、各都道府県に一箇所、中小企業再生支援協議会が設置されています。

この協議会の一番のメリットとしては、取引金融機関を調整して、ケースによっては「金融機関に債務免除を実施させることができる」という点にあります。

しかしながら、協議会の支援を受けて企業の再生を行った場合に、「債務免除無し」といったケースが79.2%となっており、企業の財務内容の毀損度やその再生可能性の程度にもよるが、金融機関からの債権放棄の同意取り付けが、いかに困難であるかが現れています。

そのなかで、債券放棄ができない理由として、「経営者の放漫経営」が理由として挙げられています。

それでは、中小企業の経営が破綻して、実際に個人保証を履行する場合はどうでしょうか。

個人保証履行時に、個人資産の全てを提供したというケースが40%となっておりです。

また、そのときに「個人の金融資産」「自宅所有権」「自家用車を失う」といったケースが多く、個人資産については、残余財産がほとんど残らないという結果が出ています。

この点は、中小企業の経営者にとって企業が破綻した場合には、大変厳しい状況になるということです(再起がむずかしい)。

これではあまりにもオーナー経営者に負担が重過ぎるという意見が多くなり、平成25年4月23日付で、中小企業庁と金融庁が新ガイドラインを発表しました。

これによると、企業が破綻しても、個人保証をしている経営者について、生活に必要な最低限の資産(自宅、個人預金など)は残すというものです。

ただし、個人資産について外国などに隠して虚偽の申告をしているケースは、適用から除外されるというものです。

また、平成25年2月18日付で法制審議会民法部会が、この個人保証について、平成27年までに、民法の改正を行うとしています(これが実施されれば何十年ぶりの大掛かりな法律改正になります)。

平成25年12月1日付での政府の発表では、「早期に事業の再生を決断した中小企業の経営者」について、以下のことを検討するとしています。

- (1)一定の生活費(99万円から460万円程度)や華美でない自宅は没収しない
- (2)一律に経営者の交代を求めない
- (3)債務整理した事実を信用情報機関に登録せず、新規の事業資金の調達がしやすくする。

これらの新指針は、再度企業したいという意欲のある経営者の再起を支援することになります。

また加えて、「事業の持続性が無い」中小企業の廃業を促して、市場における資源(人、物、金)の有効活用を促進させる働きにもなります。

金融庁、中小企業庁、法制審議会並びに政府が上手く連携を取り、意義のある「経営者保証制度」の改革につなげていただければと思います。

法人会 事業 アラカルト

経営者研修会を開催

ー構造変化にもたじろがない“いい会社”ー

去る1月23日(木)渋谷法人会館において、午後2時より構造変化にもたじろがない“いい会社”というテーマで経営者研修会を開催した。

リーマンショックで受注8割減になっても雇用を守り、V字回復した会社、リーマンショック時も売上高経常利益率10%を出し続けた会社などの例を挙げ、『景気に左右されない会社づくり』のポイントをお伝えした。

講師は、社会保険労務士 安藤貴裕氏 出席者は27名



講師：安藤貴裕氏



経営者研修会

所得税確定申告書の作成講習会を開催

平成25年確定申告期間を前に、渋谷法人会では源泉研究部会、渋谷優法会と共催で、所得税の確定申告書の作成講習会を1月24日(金)渋谷区立商工会館に於いて午後1時30分より3時30分まで開催し、所得税申告のポイント、e-Taxによる申告について講習を受けた。

講師は、個人課税第一部門の三又上席にお願いした。出席者は38名。



講師：三又上席



所得税確定申告書書き方講習会

印紙税研修会を開催

去る1月29日(水)に印紙税研修会を午後1時30分から3時30分まで渋谷区立商工会館において、渋谷優法会との共催で開催した。

平成26年4月1日より改正される「売上代金に係る印紙税額表」(領収書に貼る収入印紙)や経過措置について説明があった。

講師は昨年引き続き、法人課税第2部門牧野上席調査官。出席者は、72名。



講師：牧野上席



印紙税研修会

源泉所得税セミナーを開催

去る2月7日(金)渋谷区立商工会館に於いて、午後1時30分から3時30分まで源泉所得税セミナーを開催した。内容は平成25年度源泉所得税関連改正についてと源泉徴収のしかたについての説明があった。

講師は法人課税第3部門佐々木審理担当上席調査官。出席者65名



福尾第3部門統括官挨拶



講師：佐々木審理担当上席



源泉所得税セミナー

消費税研修会を開催

今年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられるにに合わせて、昨年12月に2回開催した消費税の概要と経過措置について、2月21日(金)渋谷区立商工会館において開催した。

講師は渋谷税務署法人課税第2部門上村統括官。出席者は105名。



講師：第2部門上村統括官



消費税研修会

法人税確定申告書の書き方講習会を開催

去る3月7日(金)、11日(火)、13日(木)の3回に亘り、午後1時30分から4時30分まで法人税確定申告書の書き方講習会を渋谷法人会館に於いて開催した。

今回は3日間で一講座として開催した。講師は全て渋谷税務署法人課



杉野第1統括官挨拶

メールアドレスを登録しよう

税第1部門櫻田審理担当調査官に担当していただいた。

出席者は延べ113名だった。



講師：櫻田審理担当調査官



受講者

ブロックだより

渋谷区障害者福祉センター "はあとびあ原宿" 訪問

第11ブロック（丸山ブロック長）

去る1月14日(火)渋谷区の障害者福祉センター“はあとびあ原宿”を訪問し、“風船職人”SHINOさんによるアートバルーンショーをブロック地域貢献事業として開催した。

ゴム風船を使い、動物・植物・帽子や自転車等をつくり、SHINOさん、11ブロック役員と入園者や周辺の幼児と一緒に楽しみました。

終了後ショーでつくった帽子や自転車、未使用の風船等をプレゼントした。



SHINOさん



丸山ブロック長(左)とSHINOさん



アートバルーンに見入る入園者

第10・11ブロック合同研修会を開催

去る2月19日(水)午後4時より、東郷神社和楽殿に於いて第10・11ブロックの合同研修会を開催した。

当日は、丸山第11ブロック長の挨拶で始まり、10・11ブロック担当の八木原副会長挨拶、そして研修会第1講座として、西武信用金庫理事長 落合寛司氏を講師に迎え『本年度の中小企業経営のポイント』と題して、内外の経済情勢から具体的な対処法等大変貴重な



丸山11ブロック長挨拶



第1講座講師：落合寛司氏



第2講座講師：佐藤副署長

お話をいただいた。

続いて第2講座に入り、渋谷税務署法人総括担当副署長の佐藤貴司氏に『税のよもやま話』と題して、普段は聞けない税に関わる話をお聞きした。

その後同所において、細川10ブロック長の司会により、懇談会を催し平成24・25年度新入会員等の企業紹介をし、名刺交換や情報交換をして有意義な時間となった。

最後に海老名第11副ブロック長の中締め、弊会のことばで締めた。出席者98名。



10・11合同研修会

健康講座を開催

第5ブロック（梅原ブロック長）

第5ブロックでは去る3月5日(水)健康講座を渋谷区立商工会館において開催した。

今回の健康講座は、『職場における疲労対策』と題して、便利になり過ぎて低下傾向にある筋群、姿勢の乱れ等を姿勢改善エクササイズで強化、ストレッチでほぐして、身体の活性化と仕事の効率化を図っていただこうと開催した。

ストレッチは気持ちいいが基本。痛みを感じるのはダメ、また動かす筋肉を意識しながらストレッチすることが大事とのことだった。

講師は、西武ライオンズ黄金期に貢献した実績を持つスポーツトレーナーの佐藤圭司氏。出席者39名。



講師：佐藤圭司氏



第5ブロック健康講座

部会だより

青年部会しづやニュー駅伝に参加

1月19日(日)代々木公園で開催されたしづやニュー駅伝に法人会青年部会から今年も4名(1チーム)参加した。

これは毎年この時期に開催されているもので、学生や各企業などいろいろな団体から参加者があり、一般男子だけでも155のチームが参加し、渋谷税務署からも多数のチームが参加した。

会員の増加は、会員のメリットに通じる



しづやニュー駅伝2014

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る2月12日(水)午後5時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、平成25年度事業報告と26年度事業計画、総会日程について話し合った。

出席者は渋谷税務署由谷署長はじめ5名、法人会からは柳田会長はじめ14名。



由谷署長



福尾第3統括官



戸田部会長



役員・世話人会

女性部会だより

小学生絵はがきコンクールの入賞作品を展示

女性部会主催の第3回渋谷区内小学生「税の絵はがきコンクール」で入賞した作品を、1月20日から2月20日まで、渋谷区役所2Fに展示した。



絵はがき展示(区役所)

女性部会新春特別研修・新年会

女性部会は、1月22日(水)午後4時30分より、原宿東郷記念館に於いて新春特別研修会と新年賀詞交歓会を開催した。

第一部特別研修会では、渋谷税務署佐藤副署長より税務大学校や税知識についてご講演いただいた。

続いて第2部新年賀詞交歓会に入り、歌手の天音美穂さんの歌などで、26年新年賀詞交歓会は和やかながら活気ある会となりました。出席者67名。



歌手：天音美穂氏



講演会



石井部会長



全員集合

第4回《エンジェルス》セミナーを開催

去る2月23日(日)午後1時30分から昨年に引き続き、美竹の丘・しづや多目的ホールにおいて、「介護」をしている方々へのケアそして情報交換を目的とした活動に取り組むための《エンジェルス》セミナーを開催した。

今回は女性部会の三雲幹事と数村幹事が『介護の海外事情レポート：もっと選べる楽しい暮らし』と題して、日本と海外の介護事情の違い等を説明した。

続いて、作家で企業家のルース・ジャーマン・白石氏が、ご自身の姑さんが、実母と義理の母を足かけ22年も介護され、その介護が終わった後、あっけなく亡くなった。姑さんが介護をやるのが、本人も家族も当然と思い、介護を押し付けていることを問題にしまった、というエピソードを披露され、周りのサポートの大切さを話された。



介護海外事情レポート



桑原区長



柳田会長



石井部会長



講演・対談：ルース・ジャーマン・白石氏



エンジェルスセミナー出席者

e-Taxを体験してみよう！

平成25年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
1	(株)フィッター	津島 章	渋谷区恵比寿2-12-16-401		保険代理業
1	アロマティックルポ(株)	宮崎 陽子	渋谷区恵比寿1-24-16	3448-0311	セラピー関連事業
1	(株)てんじく	加藤 龍一	渋谷区恵比寿1-18-4	6721-6691	IT
2	BODY STORE	渡辺 真一	渋谷区恵比寿南1-3-8	6303-3517	鍼灸治療院整体
2	(株)FAKE TOKYO	伊藤 雄相	渋谷区鶯谷町1-5		小売業
3	朝日生命保険相互会社	渡部 俊也	渋谷区渋谷1-9-8	3797-3591	保険業
4	(株)多古菊	小内 功	渋谷区道玄坂1-6-2	3461-8866	居酒屋
5	AZ Innovation(株)	宮田裕二郎	渋谷区道玄坂2-16-5-8F	5428-6803	サイト運営
5	渋谷FM(株)	宮田裕二郎	渋谷区道玄坂2-16-5-8F	5428-6803	FM放送事業
5	ささ司法書士事務所	笹 栄久	渋谷区道玄坂2-9-9	5428-3540	司法書士業
8	(有)HOUSINGビビアン	滝島 茂美	渋谷区本町2-40-3	3379-7710	不動産
8	福島亜矢行政書士事務所	福島 亜矢	渋谷区本町1-35-3	3377-2812	行政書士
9	(有)ベンリーヘアー	小嶋 幹雄	渋谷区代々木2-21-11	3372-8991	理髪業
11	(株)HeartIsland	山田 和宏	渋谷区神宮前5-12-10-207	6450-6350	保険代理業
11	(株)ワイ・エヌ・ツー	山本 憲彦	渋谷区神宮前1-6-9	3746-3910	服飾製造販売
11	(株)光花利	本橋 康明	渋谷区神宮前2-19-8	6804-5996	卸売業
11	(株)富貴	富永 佳孝	渋谷区神宮前6-9-1	3407-9110	不動産賃貸業
区外	一般社団法人生涯学習普及協会	小宮 紳一	港区南青山4-17-33	047-411-9448	リサーチ

平成25年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
1	(株)ロイ・オーガナイゼーション	西村 考広	渋谷区広尾5-1-20	3444-1518	不動産
1	マンションミカコ(株)	吉田美夏子	渋谷区広尾5-19-19	5423-2207	リフォーム
1	(株)東京矢印	清水 一	渋谷区広尾5-9-25	5422-9115	広告制作
2	(株)ロングストーン	石上 順理	渋谷区恵比寿南2-19-7-206	6683-0459	人材派遣
3	日本プロジェクトソリューションズ(株)	伊藤 大輔	渋谷区渋谷3-5-16		プロジェクトマネジメント研修・実務支援業
4	(株)ジーペン	山川 俊輔	渋谷区桜丘町30-4-202E		情報サービス
5	税理士法人アーク&パートナーズ	山中 厚	渋谷区神南1-10-8	6277-5511	税理士業
5	(株)ファーストアールイー	竹林 具洋	渋谷区神南1-11-5	6416-4251	不動産
5	松尾清次郎税理士事務所	松尾清次郎	渋谷区宇田川町12-3	3770-6518	税理士業
6	一般社団法人パシフィック	加藤 舜平	渋谷区富ヶ谷1-48-2-202		コンサルティング
6	(株)ラッツ・メディカル	木村 涼平	渋谷区上原1-33-14	5790-7805	医薬品小売
11	(有)サマンサ	枝川 洋一	渋谷区恵比寿3-37-14-101	3446-4373	物販
11	ZAK(株)	嶋崎 和	渋谷区神宮前3-18-6	5775-7704	コンピュータプログラミング
区外	あい社会保険労務士オフィス	井口 愛	横浜市青葉区しらとり台41-17-102		社会保険労務士

!! 理想的なプランで丈夫な耐震建物を !!

建築設計・監理, リフォーム, 耐震診断

(株) 宮 岡 設 計 事 務 所

〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷4-5-1 TEL 3401-8948 FAX 3401-1128

E-mail miyaokasekkei@aol.com

法人会ホームページを活用しよう



東京都自動車税コールセンターをご利用ください

東京都主税局では、自動車税に関するお問い合わせ窓口として、東京都自動車税コールセンターを設置しています。

自動車税に関するお問い合わせは、下記の東京都自動車税コールセンターをご利用ください。

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
平日 午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）



便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

<eLTAXのご利用時間>

【各手続きの受付時間】 月～金 午前8時30分から午後9時 ※1（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

※1 平成26年9月から午前8時30分から午前0時までに拡大される予定です。

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（PHS・IP電話をご利用の場合：045-759-3931）

平日 午前8時30分～午後9時 ※2（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

※2 平成26年9月から、ヘルプデスクの受付時間等が変更となる予定です。受付時間については、月～金 午前9時から午後5時までとなります。詳細につきましては、eLTAXホームページをご確認ください。

<申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 渋谷都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 渋谷都税事務所の徴収管理係
渋谷都税事務所 電話03-3463-4311（代表）

エルタックス

検索

5月は自動車税の納期です

平成26年度の自動車税納税通知書は、5月1日（木）に発送します。

<納期限> 平成26年6月2日（月）

<ご利用になれる納付方法>

◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

○一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆コンビニエンスストア

○納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

○一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。

ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

○コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることを確認のうえ、大切に保管して



振替納税を利用しよう

ください。

◆ATM・パソコン・携帯電話

-  (ペイジー) 対応のATM (現金自動預払機) から納付できます。
- インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方 (事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。) はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。
- パソコン・携帯電話からクレジットカードを利用して納付することができます。利用期間は平成26年6月2日までです。なお、転居等の事情により、6月に納税通知書をお送りさせていただく方にご利用いただくため、6月30日午後11時までお支払サイトを開設しております。利用できるのは、平成26年度自動車税納税通知書です。
- ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングにより納付した方にはおおむね2週間後に、クレジットカードにより納付した方にはおおむね4週間後に、はがきサイズの自動車税納税証明書 (継続検査等用) を郵送します。
- 領収証書は発行されません (領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。
- システムの保守点検作業のため、毎週の月曜日午前1時から午前7時までではご利用できません。

詳しくは、主税局ホームページ

東京都 主税局

検索

(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「都税の納税等について」をご覧ください。

しふや法人No.527

季節のクロスワードパズル●解答

解答 フクワウチ

ナ	ミ	ダ		ア	カ	オ	ニ
マ	ケ		ジ	ゴ	ク		シ
ハ	ン	ニ	ヤ		ラ	ク	
ゲ		ト		バン	チ	ヤ	
	フ	ウ	ジン		ビ	リ	
シ	ロ		ユ		サル		
ラ	シ	ヨ	ウ	モン		マ	
フ	キン			モチ	ゴ	メ	

●当選者

しふや法人No.527の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。

当選者は、下記の方々です。

(株)エムエスアート 小幡 彰子様
(株)エクサート松崎 峰岸 文次様
(株)エクサート松崎 高久 裕子様
シンキングアバウト(株) 水野 博美様
マルファゼンエンジニアリング(株) 中田 俊一様

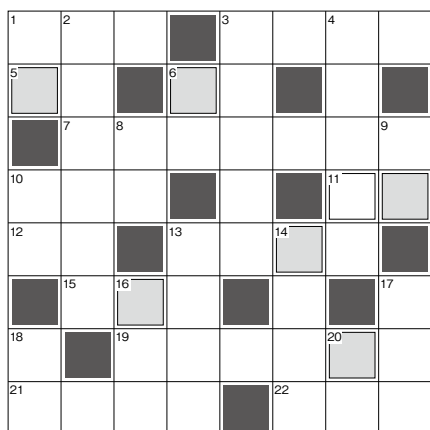
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

- ◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成26年5月2日金(消印有効)とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



解答欄

- タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、グレーのマスに入った6文字を並べかえて、「花の季節」にふさわしい言葉にしてください。

タテのカギ

- 1 葉の花や〇〇は東に日は西に／蕪村
- 2 フィズでおなじみのスミレ色
- 3 平安時代の前。「花」といえば梅でした
- 4 立てばこの花、座れば牡丹…
- 6 冬眠中に生まれた子を連れて、ノシノシ?
- 8 打たれて修行、ずぶぬれです
- 9 柿から抽出して茶色の染料に
- 10 結い上げて、花かんざし
- 13 “ばら戦争”なども習ったっけ
- 14 贋作とはひどい。レプリカですよ
- 16 魚へんに春。出世前はサゴシでした
- 17 種を英語で

- 18 逆から読んでも「〇〇の花」

- 20 ゴージャスな、カトレアや胡蝶

ヨコのカギ

- 1 油もとる大鳥の花
- 3 シーツ、ここだけの話よ
- 5 日本最大の半島は〇〇半島
- 6 黄金虫が建てたよとさ
- 7 ナマズの孫ではありません
- 10 花咲か爺さん、何に花を?
- 11 ブッシュさんは医師に不向きよね。だって…
- 12 蜂が花から集めます
- 13 新入生さん、着心地はいかが?
- 15 コレに似ているから“鶏頭”
- 19 扉を開ければ、ブドウの美酒
- 21 歯ぐきが弱いから“やわらかめ”
- 22 仏教発祥の国らしく、国花はスイレンです

不動産を

売りたい方 買いたい方 貸したい方 借りたい方

ナンデモお気軽にご相談下さい!

(株)プラネック都市建築コンサルタント

TEL 3402-5171 FAX 5770-5525

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。

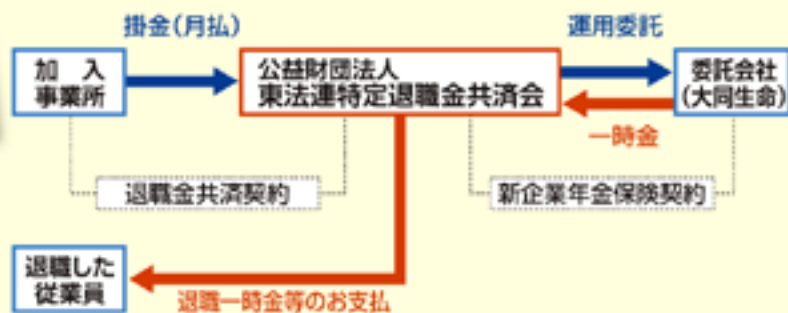
優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。



特退共制度の 5つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutai-kyo.or.jp>